

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年5月15日 10時10分ごろ
発生場所	福岡県博多港第1区箱崎9号岸壁 博多港東防波堤灯台から真方位065° 1.0海里付近 (概位 北緯33° 37.6′ 東経130° 24.3′)
事故の概要	貨物船さんふらわあ とうきょうは、着岸中、また、貨物船すずかは、離岸作業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月16日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 さんふらわあ とうきょう、10,503トン 134435、鳳生汽船株式会社 B 貨物船 すずか、2,988トン 142362、株式会社フジトランスコーポレーション
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、三級海技士（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に凹損 B 右舷中央部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、箱崎9号岸壁に左舷着けし、揚げ荷作業を行っていた。 B船は、博多港第1区箱崎10号岸壁に右舷着けの態勢から、可変ピッチプロペラを後進翼角15°とし、左舷船首の錨鎖を巻きながら速力約2ノットで後進離岸中、離岸時に約5m/sであった風が約10m/sに強まり、船体が岸壁側に圧流されてA船と衝突した。 福岡県内には、本事故当時、強風注意報及び波浪注意報は発表されていなかった。
分析	B船は、離岸作業中、風力5の突風に圧流されたことから、岸壁に係留中のA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が、離岸作業中、風力5の突風に圧流されたため、岸壁に係留中のA船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・離岸操船を行う際は、風の影響を考慮すること。